

問1

会社員の宇野さん（43歳）は、今後の生活設計を考えることにしました。宇野家の家計に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税、森林環境税および住民税の調整控除については考慮しないものとします。

<令和6年分 給与所得の源泉徴収票>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)				
		(役職名)				
		氏名 (フリガナ) ウノ コウイチ				
		宇野 浩一				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	7200000	5380000	2417000	198800		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数
老人		特定		老人	その他	
有		従有		人	人	人
○		380000		1		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
1077000		78000		22000		
(摘要)						
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		32,000		12,000	160,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日 (1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) ウノ ジュンコ	氏名 宇野 純子	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
				0	0	
16歳未満の扶養親族		(フリガナ) ウノ ショウタ	氏名 宇野 翔太			
2		(フリガナ)	氏名			
3		(フリガナ)	氏名			
4		(フリガナ)	氏名			
中途就・退職		受給者生年月日				
就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日				
		昭和 560801				
支払者		住所(居所)又は所在地				
		氏名又は名称 株式会社ST				
		(電話)				

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	55万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超 850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超	195万円 (上限)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得 に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

＜配偶者控除額（所得税）の早見表＞

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額 納税者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

＜住民税に関する資料：納税者の合計所得金額が900万円以下の場合＞

所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1／2＋ 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1／4＋17,500円
		70,000円超	35,000円
		2. 2012年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		12,000円以下	支払金額
		12,000円超 32,000円以下	支払金額×1／2＋ 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払金額×1／4＋14,000円
		56,000円超	28,000円
	地震保険料控除	1. 地震保険料	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		50,000円以下	支払金額の1／2
		50,000円超	25,000円
2. 旧長期損害保険料			
年間の支払保険料の合計		控除額	
5,000円以下		支払金額	
5,000円超 15,000円以下		支払金額×1／2＋2,500円	
15,000円超		10,000円	
配偶者控除		一般の控除対象配偶者	330,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4％	
	市町村民税	6％	
均等割額	年4,000円		

（注）年間の支払保険料の合計とは、その年に支払った保険料の合計額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

(問題 1)

(設問A) 宇野さんは現状を把握するため、2024年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2024年中に給与天引きされた社会保険料等の額、ならびに2024年分の給与所得に対して課される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2024年中に株式会社STからの給与以外の収入がないものとした場合、宇野さんの2024年における手取り金額として、正しいものはどれか。

(1) 2024年分の給与収入	()
(2) 2024年中に給与天引きされた社会保険料等の額	()
(3) 2024年分の給与所得に対して課される所得税の額	()
(4) 2024年分の給与所得に対して課される住民税の額	()
(5) 手取り金額 (= (1) - (2) - (3) - (4))	()

1. 5,563,200円
2. 5,596,200円
3. 5,606,200円
4. 5,606,900円

(問題2)

(設問B) 宇野さんの妻が2024年中に就労し、以下の給与収入等があった場合、宇野さん夫妻の所得税の合計額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

・ 宇野さんの妻の2024年分の給与収入	1,520,000円
・ 宇野さんの妻の2024年分の給与収入から控除された社会保険料	200,000円
・ 所得税の所得控除（上記の社会保険料による社会保険料控除を含む）	680,000円

※宇野さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

1. 6,500円増加する
2. 16,500円増加する
3. 50,500円増加する
4. 84,300円増加する

(問題3)

(設問C) 宇野さんが以下の資産を売却した場合、宇野さんの2024年分の所得税の確定申告において総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、妻の就労については考慮しないものとする。

資産名	売却年月	譲渡価額	譲渡費用	備考
金地金	2024年12月	560万円	2万円	2005年2月に購入したものであり、その購入価額は60万円であった。
骨董品	2024年12月	250万円	20万円	2021年9月に父から相続（限定承認ではない）により取得したもので、相続時の評価額は220万円であった。なお、これは父が1990年10月に150万円で取得したものである。

1. 229万円
2. 264万円
3. 289万円
4. 528万円

(問題4)

(設問D) 宇野さんは、定年退職後の60歳から70歳までS J 生命保険会社から個人年金を受け取る予定である。宇野さんが62歳の年に嘱託として働き、年240万円の給与収入を得た場合、この年における税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。

・ 給与収入	240万円
・ S J 生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等（10年確定年金）	
年金受取額	120万円
必要経費	70万円
・ 所得税の所得控除額	120万円
・ 住民税の所得控除額	110万円

1. 2,751,000円
2. 3,436,000円
3. 3,451,000円
4. 3,455,000円

(問題5)

(設問E) 宇野さんが68歳の年に個人年金に加えて老齢年金を受給し、かつ、嘱託として年180万円の給与収入を得た場合、この年における税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。

・ 給与収入	180万円
・ S J 生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等（10年確定年金）	
年金受取額	120万円
必要経費	70万円
・ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の受取額	262万円
・ 所得税の所得控除額	90万円
・ 住民税の所得控除額	80万円

1. 4,563,500円
2. 5,129,500円
3. 5,243,500円
4. 5,263,500円

問2

給与所得者の飯田さんは、投資用の中古アパートを取得しました。不動産所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2024年の不動産所得が最も少なくなる方法を選択するものとします。

- ・ 構造等 軽量鉄骨造2階建
- ・ 部屋数 1DK5室、2DK3室の8室
- ・ 取得価額 建物：3,000万円
建物附属設備：400万円
土地：5,000万円
- ・ その他 飯田さんは今回初めて投資用不動産を取得し、直ちに事業の用に供しているものとする。
この不動産の取得に際しては、取得資金の4分の1を自己の貯蓄から支出し、残額については銀行ローンを組んでいる。

(問題6)

(設問A) 飯田さんが不動産所得について確定申告をする場合、飯田さんの所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、飯田さんには給与所得および不動産所得以外の所得はないものとする。

1. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の適用対象となるため、不動産所得の必要経費に算入することができない。
2. 取得した不動産に空室があるときは、いつでも入居できるように維持管理がなされ、かつ、継続的に入居募集を行っている場合でも、その空室に対応する減価償却費を不動産所得の必要経費に算入することができない。
3. 不動産の賃貸業務を開始した時期にかかわらず、その年の年末までに、「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出すれば、取得した年から青色申告により確定申告を行うことができる。
4. 賃貸用不動産の取得に要した借入金の利子のうち、土地の取得に係る部分の金額についても、不動産の賃貸業務を開始した後の期間に対応するものは、すべて必要経費に算入することができる。

(問題 7)

(設問B) 飯田さんが2024年7月1日にこの中古アパートを取得して直ちに事業の用に供し、その年中の不動産賃貸業の収支等が以下のとおりであった場合、飯田さんの2024年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除は10万円を適用し、減価償却費の計算方法については定率法を適用できる場合は定率法によるものとする。

<不動産賃貸業の収支等>

○収入

- ・ 家賃収入 450万円

○現預金による支出

- ・ ローン元金返済額 250万円
- ・ ローン利息額 80万円
- ・ その他の経費 100万円 (税務上の適正な必要経費である)

[減価償却に係る内容]

○耐用年数：建物12年、建物附属設備8年

※耐用年数は合理的に見積もった使用可能年数である。

○償却率

耐用年数	定額法	定率法
8年	0.125	0.250
12年	0.084	0.167

1. ▲320,000円
2. 840,000円
3. 1,090,000円
4. 1,190,000円

(問題8)

(設問C) 飯田さんの2025年における不動産貸付の状況等が以下のとおりであった場合、2025年の不動産貸付に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除は10万円を適用し、不動産の取得に要した支出、事業税、その他の収入および実際に納税する時期については考慮しないものとする。また、税金の計算に当たっては所得控除を0円、所得税および住民税を合算した税率を20%として計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

項目	金額	備考
家賃収入	800万円	すべて不動産所得の収入金額に該当する。
必要経費	250万円	減価償却費以外の現金支出額である。
減価償却費	300万円	—
ローン返済額	400万円	元金の返済額であり、利息の支払額は必要経費に含まれている。

1. ▲198万円
2. 100万円
3. 102万円
4. 502万円

(問題9)

(設問D) 飯田さんが取得した中古アパートのうち、101号室の2025年における入金状況が以下のとおりであった場合、101号室に係る飯田さんの2025年分の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、家賃等の収入の時期については、所得税法の原則的な方法により計上するものとする。

受取月	入金額	備考
1～3月	0円	空室のため入金はなかった。
4月	家賃20万円	家賃は2025年4月分と5月分の2ヵ月分とする。
	礼金 7万円	礼金は全額返金しない。
	敷金15万円	敷金は契約期間満了時に20%を償却し、残額を返還する契約となっている。なお、中途解約の場合も同様の取扱いをする旨が契約書に明記されている。
5～12月	家賃80万円	家賃は2025年6月～2026年1月までの8ヵ月分とする。

- ・ 家賃は契約により、前月末までに翌月分を支払うことになっている。

1. 100万円
2. 103万円
3. 107万円
4. 110万円

問3

所得税におけるリース取引に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 個人事業者の三上さんは、2024年4月にリース会社と以下のサーバーの賃貸借（リース）契約（所得税法第67条の2第3項に規定するリース取引）を締結し、締結後直ちに引渡しを受け、同日より事業の用に供した。引渡しを受けたサーバーに関する内容が以下のとおりであった場合、三上さんの2024年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、三上さんは、このサーバーの減価償却方法について届出は行っていないものとする。

- ・ リース期間 48ヵ月（4年）
- ・ 法定耐用年数 5年
- ・ 月額リース料 60,000円
- ・ リース料総額 2,880,000円
- ・ このリース取引は所有権移転リース取引（所得税法施行令第120条の2第2項第5号に規定する「所有権移転外リース取引」に該当しないリース取引）に該当する。

[減価償却に係る内容]

法定耐用年数	定額法償却率	定率法償却率	改定償却率	保証率
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800

1. 311,040円
2. 432,000円
3. 540,000円
4. 864,000円

問4

個人事業等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税、森林環境税および住民税の調整控除については考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円 以下	55万円
162.5万円 超 180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超 360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超 660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超 850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超	195万円 (上限)

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

(問題 1 1)

(設問A) 藤原さんは2024年6月に定年退職し、同年8月から個人事業を始めた。退職時に受け取った退職一時金が以下のとおりであった場合、退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割については考慮しないものとする。

支払者	退職を基因とする 一時金の支給額	勤続年数等
勤務先の会社	1,800万円	・ 退職時の勤続年数は28年3ヵ月である。
確定給付企業年金	400万円	・ 受取方法は一時金を選択している。 ・ 加入期間は5年3ヵ月である。

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。
- ・ 確定給付企業年金に係る掛金のうち、藤原さんが負担した金額はない。

1. 20,095,000円
2. 21,167,500円
3. 21,272,500円
4. 21,567,500円

(問題 1 2)

(設問B) 藤原さんは、開業資金を捻出するために以下の資産を2024年中に譲渡した。藤原さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用
金地金	2007年4月	80万円	320万円	3万円
ゴルフ会員権	2010年9月	350万円	230万円	5万円
骨董品	2020年2月	110万円	149万円	1万円

- ・ いずれの資産についても営利を目的とした継続的な売買は行っていない。

1. 440,000円
2. 500,000円
3. 690,000円
4. 1,125,000円

(問題 13)

(設問C) 生駒さんは、自身が従業員として勤めていた株式会社GNを2024年3月31日に退職し、GN社より退職金として一時金が支給された。退職金の金額および生駒さんの勤務歴が以下のとおりであった場合、生駒さんの2024年分の所得税の金額の計算上、退職所得の金額として、正しいものはどれか。

<退職金の金額>

支払者	一時金の支給額	備考
GN社	1,700万円	2024年3月31日の退職に伴って支払われた金額である。なお、GN社は、生駒さんの1987年4月1日から1992年9月30日までの勤務期間を左記退職金の金額の計算の基礎に含めていない。

<生駒さんの勤務歴>

勤務先	勤務期間	備考
GN社	1987年4月1日～1992年9月30日	—
—	1992年10月1日～1998年3月31日	左記期間中は自ら開業した飲食店を営んでいたが1998年3月31日をもって廃業した。
GN社	1998年4月1日～2024年3月31日	1992年9月30日に退職したGN社に再び採用されて勤務したものである。

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 30万円
2. 60万円
3. 240万円
4. 480万円

(問題 14)

(設問D) 筒井さんの2024年における収入等の状況が以下のとおりである場合、筒井さんの2024年分の所得税額として、正しいものはどれか。

収入の種類	金額	備考
給与収入	200万円	—
退職一時金	1,000万円	・ 19年間勤務したTF社からの退職金で、障害者になったことを基因とする退職ではない。 ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。 ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。
生命保険の解約返戻金	300万円	・ 支払保険料の総額は350万円であり、保険料は全額筒井さんが負担した。なお、当該保険契約は10年前に契約したものである。
事業所得の総収入金額	650万円	・ 必要経費は310万円である。 ・ 青色申告特別控除額65万円の適用を受けている。

- ・ 筒井さんの所得控除の金額は、100万円である。

1. 269,500円
2. 352,000円
3. 376,500円
4. 446,500円

問5

所得税の配当所得等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) 池谷さんが2024年中に支払いを受けた配当が以下のとおりであった場合、池谷さんの2024年分の所得税の確定申告で総合課税を選択したときの配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄	配当の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社ME	110,000円	12ヵ月	・ 上場株式
株式会社MF	55,000円	6ヵ月	・ 上場株式
	42,000円	6ヵ月	・ 配当は年2回である。
株式会社MG	120,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社MH	40,000円	6ヵ月	・ 非上場株式
	52,000円	6ヵ月	・ 配当は年2回である。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、池谷さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 池谷さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2024年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2024年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 172,000円
2. 212,000円
3. 282,000円
4. 337,000円

(問題 16)

(設問B) 有馬さんの2024年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得についてすべて総合課税により確定申告をした場合、有馬さんの2024年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

・ 2024年中に支払いを受けた配当

銘柄	配当の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社MK	250,000円	12ヵ月	・ 内国法人の非上場株式から生じた利益剰余金である。少額配当に該当するものはない。 ・ 配当の金額から控除する負債の利子はない。
株式会社ML	450,000円	12ヵ月	

- ・ 事業所得 11,300,000円
- ・ 雑所得 500,000円
- ・ 所得控除額 2,200,000円

- 1. 35,000円
- 2. 50,000円
- 3. 55,000円
- 4. 70,000円

(問題 17)

(設問C) 別所さんの2020年から2024年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について各年分において申告分離課税により確定申告をした場合、別所さんの2024年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2020年分	株式会社TA	収入金額 150万円 取得費 280万円 譲渡費用 2万円	12万円
2021年分	株式会社TB	収入金額 360万円 取得費 390万円 譲渡費用 4万円	8万円
2022年分	株式会社TC	取引なし	10万円
2023年分	株式会社TD	収入金額 250万円 取得費 210万円 譲渡費用 3万円	11万円
2024年分	株式会社TE	収入金額 450万円 取得費 350万円 譲渡費用 5万円	12万円

- ・ 別所さんは、2020年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2019年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、別所さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度の口座（NISA口座）の利用による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 88万円
2. 30万円
3. 26万円
4. 0円

（問題 18）

（設問D）会社員の柴田さんは、株式会社PAの定時株主総会における自己株式買取りの決議により、所有するPA株式の全株を2024年10月に発行会社であるPA社に譲渡した。譲渡した株式の内容が以下のとおりであった場合、柴田さんの2024年分の所得税の確定申告における譲渡所得および配当所得の金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

柴田さんの譲渡直前の所有株数および譲渡株数	600株 (取得価額480,000円)
PA社への譲渡直前における1株当たりの資本金等の額からなる部分の金額	1,400円
PA社が柴田さんに交付した金銭の額 (源泉所得税控除前の金額)	1,500,000円

- ・ PA社は非上場会社に該当する。
- ・ PA株式は柴田さんが相続または遺贈により取得したものではない。
- ・ いずれも金額は時価として適正な額である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。

- | | | | |
|---------|-------|------|-------|
| 1. 譲渡所得 | 0円 | 配当所得 | 102万円 |
| 2. 譲渡所得 | 36万円 | 配当所得 | 66万円 |
| 3. 譲渡所得 | 66万円 | 配当所得 | 36万円 |
| 4. 譲渡所得 | 102万円 | 配当所得 | 0円 |

(問題 19)

(設問E) 唐沢さんの2024年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。唐沢さんの2024年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、申告する譲渡所得の金額が最も少なくなる方法を選択すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
P B 株式	2024年 1月22日	2024年 6月13日	111万円	120万円	(注1)
P C 株式	2021年 3月23日	2024年 9月25日	559万円	465万円	(注2)
P D 株式	2019年 7月10日	2024年 11月12日	335万円	376万円	(注3)

・ 唐沢さんはこれまでに上記以外の上場株式等の取引を行っていないものとする。

(注1) 唐沢さんは、2024年1月開始の新制度による少額投資非課税制度の口座（以下「NISA口座」という）をB証券会社に開設し、そのNISA口座でP B株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はP B株式の取得と譲渡のみである。

(注2) 唐沢さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でP C株式の取引を行っている。なお、本年中にC特定口座で行われた取引はP C株式の譲渡のみである。

(注3) 唐沢さんは、従前からD証券会社にD特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのD特定口座でP D株式の取引を行っている。なお、本年中にD特定口座で行われた取引はP D株式の譲渡のみである。

1. 0円
2. 44万円
3. 53万円
4. 94万円

(問題 20)

(設問F) RM株式会社に勤務している木内さんは、RM社から8年前に以下の条件で付与されたストック・オプションについて、5年前にすべて権利行使をしてRM社の株式を取得し、2024年中に全株式を売却した。木内さんの2024年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件は満たしていないものとする。

権利付与時のRM社の株式の時価	1株 3,000円
木内さんへの付与株数	4,000株
権利行使株数	4,000株
権利行使価額	1株 2,200円
権利行使時のRM社の株式の時価	1株 6,000円
売却価額	1株 7,000円

- ・ 2024年中に木内さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。
- ・ このほかに木内さんが保有しているRM社の株式はないものとする。

1. 320万円
2. 400万円
3. 1,600万円
4. 1,920万円

問6

所得税等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、定額減税、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

(問題21)

(設問A) 会社員の大垣さんは、16年前に加入した生命保険を2年後に解約する予定である。2年後の大垣さんの給与所得等の状況が以下のとおりであった場合、大垣さんが解約返戻金を受け取ることにより増加する手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

- ・ 給与所得の金額 480万円
- ・ 所得税の所得控除額 150万円
- ・ 住民税の所得控除額 140万円
- ・ 生命保険の解約返戻金の額 620万円(一時金で受け取るものとする)
- ・ 既払込保険料の額 450万円

1. 5,447,500円
2. 5,690,000円
3. 5,840,000円
4. 6,020,000円

(問題 22)

(設問 B) 個人で飲食店を営んでいる青山さんは、店舗として賃借しているビルの建替えに伴い、2024年7月にビルを立ち退き、近隣のビルへ移転することになった。青山さんが受け取った立退き料等が以下のとおりであった場合、青山さんの2024年分の所得税に関する以下の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

○受け取った立退き料等

- ・ 立退き料：1,400万円(借家権の対価には該当しない)
- ・ 休業補償金：150万円(移転休業中の収入および固定費を補填するための補償金)
- ・ 保証金：150万円(賃貸借契約の終了により家主から返還された保証金)
- ・ 損害賠償金：80万円(引越業者の過失による移転作業中の厨房設備の破損に対する賠償金)

※破損した厨房設備は、減価償却資産に該当する事業用固定資産である。

○2024年分の所得税

- ・ 総所得金額に算入すべき一時所得の金額は(ア)である。
- ・ 事業所得の総収入金額に算入すべき金額は(イ)である。

1. (ア) 675万円 (イ) 150万円
2. (ア) 675万円 (イ) 230万円
3. (ア) 750万円 (イ) 150万円
4. (ア) 750万円 (イ) 230万円

問7

居住用財産の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、定額減税、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。また、解答に当たっては、税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題23)

(設問A) 西里さん(60歳)は、所有する自宅を2024年11月に売却した。この譲渡に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<西里さんの自宅(土地および建物)の売却に係る内容>

取得年月	1994年12月	取得価額	土地	25,000,000円
			建物(鉄筋コンクリート造) (注1)	35,000,000円
譲渡年月	2024年11月	譲渡価額	土地および建物	80,000,000円
		譲渡費用(注2)		2,705,000円

(注1) 居住用建物(鉄筋コンクリート造)の法定耐用年数は、47年である。

(注2) 譲渡費用は、譲渡年に現金で支払った。

[建物の取得費の計算方法]

① 建物の取得価額	35,000,000円
② 建物の減価償却費相当額	***円
③ 建物の取得費(=①-②)	***円

[旧定額法の償却率]

年数	47年	70年	71年
償却率	0.022	0.015	0.014

※問題作成の都合上、一部を「***」で表示している。

1. 73,500円
2. 205,800円
3. 294,000円
4. 1,131,900円

(問題 24)

(設問B) 山田さんは、父が生前居住の用に供していた不動産を相続（限定承認ではない）により取得した。この不動産を2024年に譲渡した場合、この譲渡に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。

○父の取得に係る内容

- ・ 取得年月日 1994年9月1日
- ・ 土地の取得価額 1,200万円
- ・ 建物の取得価額 2,000万円

○相続に係る内容

- ・ 父の相続開始の日 2020年9月1日
- ・ 土地の相続税評価額 1,300万円
- ・ 建物の相続税評価額 150万円
- ・ 相続人は、山田さんのみである。
- ・ 父の相続について、相続税は発生していない。

○譲渡に係る内容

- ・ 譲渡年月日 2024年8月30日
- ・ 土地および建物の譲渡価額 4,800万円
- ・ 建物の譲渡直前までの減価の額 1,674万円
- ・ 譲渡費用（譲渡年に現金で支払う） 160万円
- ・ 相続の時から譲渡の時まで空き家であった。

1. 228,000円
2. 741,000円
3. 6,228,000円
4. 6,380,000円

問 8

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額 納税者の 合計所得金額		9 0 0 万円以下	9 0 0 万円超 9 5 0 万円以下	9 5 0 万円超 1, 0 0 0 万円以下
4 8 万円超	9 5 万円以下	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円
9 5 万円超	1 0 0 万円以下	3 6 万円	2 4 万円	1 2 万円
1 0 0 万円超	1 0 5 万円以下	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
1 0 5 万円超	1 1 0 万円以下	2 6 万円	1 8 万円	9 万円
1 1 0 万円超	1 1 5 万円以下	2 1 万円	1 4 万円	7 万円
1 1 5 万円超	1 2 0 万円以下	1 6 万円	1 1 万円	6 万円
1 2 0 万円超	1 2 5 万円以下	1 1 万円	8 万円	4 万円
1 2 5 万円超	1 3 0 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
1 3 0 万円超	1 3 3 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(問題 25)

(設問A) 榎並さんの家族構成および2024年分の収入等が以下のとおりであった場合、榎並さんの2024年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。

続柄	年齢等	2024年分の各種所得の金額
榎並さん本人	50歳 会社員	給与所得は390万円である。 夫との死別後は再婚しておらず、また、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。
長女	21歳 大学生	アルバイトによる給与所得が20万円ある。
二女	15歳 中学生	所得はない。
父	78歳 無職	公的年金による所得が80万円ある。
夫	2024年9月死亡 死亡時53歳	死亡時まで以下に以下の所得があった。 ・ 生命保険契約の満期返戻金による一時所得：20万円 （収入金額から必要経費および一時所得の特別控除額を差し引いた金額） ・ 給与所得：30万円 死亡時まで榎並さんと婚姻関係にあり、榎並さんと同居し、生計を一にしていた。

- ・ 2024年12月31日時点の現況である。
- ・ 障害者および特別障害者に該当する者はいない。
- ・ 家族は全員榎並さんと同居し、生計を一にしている。

1. 136万円
2. 149万円
3. 159万円
4. 184万円

(問題 26)

(設問B) 関根さんとその妻の2024年における収入等が以下のとおりであった場合、関根さんに適用される配偶者特別控除の金額として、正しいものはどれか。

○関根さんの収入等

- ・ 給与所得 980万円
- ・ 副業の原稿執筆による雑所得 40万円

○妻の収入等

妻は亡父より賃貸用マンション、金地金、骨董品を相続（限定承認ではない）した。

- ・ 不動産所得 30万円（青色申告特別控除後の金額）
- ・ 譲渡所得

金地金 200万円（所有期間10年）

骨董品 ▲10万円（所有期間 3年）

※金地金と骨董品は、「生活に通常必要でない資産」に該当する。

※営利を目的とした継続的な売買は行っていない。

- ・ 2024年12月31日時点の現況である。
- ・ 関根さんは妻と同居し、生計を一にしている。

1. 0円
2. 4万円
3. 11万円
4. 12万円

(問題 27)

(設問C) 村瀬さんの妻は会社員で、2024年6月に長男を出産した。出産に要した費用および村瀬さんの妻が受け取った金額が以下のとおりであった場合、村瀬さんの2024年分の所得税に係る医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、村瀬さんは、給与所得者で給与所得の金額は500万円であり、給与以外の所得はないものとする。

○妻の出産に関して村瀬さんが負担した費用

- ・ 病院に支払った医療費
 - 2023年9月から同年12月までに支払った診療費 20万円
 - 2024年1月から同年6月までに支払った診療費および出産費 110万円
- ・ 突然の陣痛により入院する際に支払った自宅から病院までのタクシー代 2万円
- ・ 出産後、妻に療養が必要となったため、長男の世話を依頼したベビーシッターに支払った費用 4万円

○出産に関して村瀬さんの妻が受け取った金額

- ・ 健康保険組合からの出産育児一時金 50万円
- ・ 健康保険組合からの出産手当金 40万円
- ・ 親戚、友人からの出産祝い金 30万円
- ・ 村瀬さんは妻と同居し、生計を一にしている。

1. 0円
2. 12万円
3. 52万円
4. 56万円

問9

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題28)

(設問A) 伊丹さんの2024年分の各種所得の金額等が以下のとおりであった場合、伊丹さんの2024年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、所得控除額は60万円とする。

所得の種類	金額	備考
給与所得	390万円	—
事業所得	▲400万円	—
不動産所得	▲50万円	土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲30万円	車両(生活用動産)の売却による金額である。
一時所得	270万円	生命保険契約の解約による金額である。
雑所得	▲10万円	臨時的な講演による金額である。

1. 15万円
2. 30万円
3. 40万円
4. 45万円

(問題 29)

(設問B) 個人事業者の浅見さんは、銀行借入により賃貸用マンションを購入した。浅見さんの2024年分の所得等が以下のとおりであった場合、浅見さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

○事業所得 740万円

○不動産所得

・ 賃貸収入 180万円

・ 必要経費 245万円

(内訳) 支払利息 90万円 (マンション取得に要した借入金利子)

その他経費 155万円 (必要経費として適正額)

○不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,800万円	自己資金	800万円
建物	3,000万円	銀行借入金	5,000万円
合計	5,800万円	合計	5,800万円

・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 6,750,000円

2. 7,110,000円

3. 7,146,000円

4. 7,254,000円

問 10

所得税の住宅借入金等特別控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税、森林環境税については考慮しないものとします。また、計算に当たっては、2024年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題30)

(設問A) 会社員の杉山さんは2024年5月に新築の自宅を取得し、取得後直ちに居住の用に供した。杉山さんが取得した不動産および取得資金の内訳等が以下のとおりであった場合、杉山さんの2024年分の所得税の計算上、確定申告により適用を受けることができる住宅借入金等特別控除の金額として、正しいものはどれか。

<取得した不動産の概要>

- ・ 住宅 木造二階建（認定長期優良住宅）
床面積 120m²（すべて居住用である）
取得価額 2,500万円
- ・ 土地 240m²
取得価額 4,000万円
- ・ 持分はすべて杉山さんであり、杉山さんの名義で登記している。

[取得資金]

調達先等	金額	2024年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	1,020万円	—	—	—	—	—
金融機関	5,000万円	4,870万円	20年	2.0%	杉山さん	—
杉山さんの母	480万円	460万円	10年	3.0%	杉山さん	(注)
合計	6,500万円	5,330万円	—	—	—	—

(注) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

[2024年分の所得等]

- ・ 給与所得 650万円（年末調整による源泉徴収税額 372,500円）

[その他]

- ・ 杉山さんは特例対象個人には該当しない。
- ・ 住宅借入金等特別控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 315,000円
2. 340,900円
3. 350,000円
4. 372,500円

問 1 1

消費税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。

(問題 3 1)

(設問A) 消費税の簡易課税制度において、国内で対価を得て行う取引に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 飲食業を営む事業者が、店内で顧客に食事を提供する場合、課税売上は第6種事業（みなし仕入率40％）に該当する。
2. 小売業を営む事業者が、他者から仕入れた商品を性質、形状を変更することなく、店舗で顧客に販売する場合、課税売上は第3種事業（みなし仕入率70％）に該当する。
3. 不動産賃貸業を営むビルの所有者が、テナントに店舗を賃貸する場合、課税売上は第5種事業（みなし仕入率50％）に該当する。
4. 卸売業を営む事業者が、営業用で使用していた車両運搬具を中古自動車を取り扱う販売店に譲渡する場合、課税売上は第4種事業（みなし仕入率60％）に該当する。

問 1 2

個人の事業に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 2)

(設問A) 個人事業者で物品販売業を営む天野さんの2024年分の所得税青色申告決算書(一般用)が以下のとおりであった場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。

科目	事業所得の金額
売上(収入)金額	2,145万円
必要経費	1,305万円
差引金額	840万円
青色事業専従者給与	240万円
青色申告特別控除前の所得金額	600万円
青色申告特別控除額	65万円
所得金額	535万円

- ・ 天野さんの2023年分の純損失の繰越控除額は90万円である。
- ・ 売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものである。
- ・ 青色事業専従者給与額は税務上の適正額である。
- ・ 年の中途での廃業はなく、事業は1年を通して行われているものとする。

1. 77,500円
2. 110,000円
3. 155,000円
4. 230,000円

問 1 3

Q A株式会社の東京本社に勤務する馬場さんは、2024年9月から5年間の予定でQ A社の英国支社に赴任しています。馬場さんの海外赴任の内容が下記のとおりであった場合に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

- ・ 馬場さんの英国支社への赴任は、妻と長女も一緒に家族帯同である。
- ・ 馬場さんは、Q A社の役員ではない。
- ・ 馬場さんの所得は、Q A社からの給与所得のみである。

(問題 3 3)

(設問A) 馬場さんの2024年分の所得税および2025年度の住民税（都道府県民税および市町村民税）に係る原則的な取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における「給与」は、賞与以外の普通給与のことを指すものとする。

1. 馬場さんの海外勤務期間は、あらかじめ1年未満でないことが明らかであるため、馬場さんは出国する日の翌日から非居住者となる。
2. 馬場さんの給与については、出国する日までに支給期の到来する給与について年末調整を行う場合、馬場さんの妻が控除対象配偶者に、長女が控除対象扶養親族に該当するか否かは、出国する年の1月1日の現況により判定する。
3. 2024年9月以降の英国支社での勤務に基因する給与であっても、日本国内において支給されるものについては、所得税が課される。
4. 2024年の所得のうち国内源泉所得については、出国時の住所地において住民税が課される。

問 1 4

所得控除および税額控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 4)

(設問A) 給与所得者の橋口さんは、2024年中に「ふるさと納税」を行った。「ふるさと納税」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、橋口さんの2024年分の所得は給与所得のみで、年末調整を行った結果、所得税および住民税が課されている。また、橋口さんの妻には所得がなく、橋口さんの控除対象配偶者である。

1. 橋口さんの妻が「ふるさと納税」を行った場合、橋口さんと妻が生計を一にしていれば、橋口さんが「ふるさと納税」の適用を受けることができる。
2. 橋口さんが確定申告が不要な場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けるには、橋口さんが「ふるさと納税」をした地方公共団体が7団体以内であるときに限られる。
3. 橋口さんが「ふるさと納税」をして確定申告した場合、一定の要件の下で、適用下限額2,000円を超える金額から一定の上限額までの寄附金額について、所得税および住民税から税額控除の適用を受けることができる。
4. 橋口さんが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をした後に、医療費控除の適用を受けるために確定申告をするときは、「ふるさと納税」の申告も含めて確定申告をしなければ、「ふるさと納税」の適用を受けることができない。

問 15

所得税の申告に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、定額減税および森林環境税については考慮せず、解答に当たっては、納付すべき税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 35)

(設問A) 個人事業者の細川さんは、青色申告の確定申告書を開業後から連続して申告期限内に提出していたが、2024年分は申告期限後に所得税の確定申告書を提出した。細川さんの所得に関する内容が以下のとおりであった場合、細川さんの2024年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、純損失の繰戻還付については考慮しないものとする。

○ 2023年分

- ・ 純損失の金額 (事業所得の損失) 30万円

○ 2024年分

- ・ 事業所得の金額 (青色申告特別控除前の所得金額) 660万円
- ・ 不動産所得の金額 (土地等を取得するために要した負債利子はない) ▲70万円
- ・ 所得控除額 120万円

1. 432,500円
2. 452,500円
3. 492,500円
4. 672,500円

(問題 36)

(設問B) 安西さんは、申告期限内に提出した過年分の所得税の確定申告書の内容に誤りがあり、申告期限後になって納税額を少なく申告していたことに気がついた。安西さんが行うべき所得税の手続きおよび加算税等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 修正申告により誤りを修正することができるが、国税の徴収権の消滅時効にかかるため、法定納期限から3年を経過した場合、修正申告書を提出することができなくなる。
2. 法定申告期限の翌日から税務署の調査通知より前に自主的に修正申告を行った場合、過少申告加算税の課税対象となるが、重加算税の課税対象とはならない。
3. 修正申告により新たに納付すべきこととなる税額は、原則として、当初の申告に係る所得税の法定納期限の翌日から、その修正申告書を提出した日までの期間について、延滞税の課税対象となる。
4. 過少申告を行っていた者が修正申告を行わず税務署から更正処分を受けた場合、新たに納付すべきこととなる税額は過少申告加算税または重加算税の課税対象となる。

問 16

これまで個人で飲食店を営んできた平尾さんは、事業拡大を機に株式会社への法人成りを考えるようになりました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
1 6 2. 5 万円 以下		5 5 万円
1 6 2. 5 万円 超	1 8 0 万円 以下	収入金額×4 0 %－ 1 0 万円
1 8 0 万円 超	3 6 0 万円 以下	収入金額×3 0 %+ 8 万円
3 6 0 万円 超	6 6 0 万円 以下	収入金額×2 0 %+ 4 4 万円
6 6 0 万円 超	8 5 0 万円 以下	収入金額×1 0 %+ 1 1 0 万円
8 5 0 万円 超		1 9 5 万円（上限）

(問題 37)

(設問A) 平尾さんは、株式会社への法人成りを検討するに当たり、会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、累積投票については考慮しないものとする。

1. 取締役を選任する場合、定款に別段の定めがないときは、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。
2. 取締役の任期は原則として2年であるが、定款に一定の記載をすることによって任期を定めず無期限とすることができる。
3. 剰余金の配当は、決算後の利益処分として行う決算配当と、事業年度の途中で行う中間配当の年2回までに制限されている。
4. 剰余金の配当に関する決議は、株主総会の決議事項であり、定款に別段の定めがない場合、取締役会だけで剰余金の配当に関する決議を行うことはできない。

(問題 38)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(10月1日から翌年9月30日までの12ヵ月)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、この事業年度において役員の職制上の地位変更などの臨時改定事由は生じていないものとする。

支給日	金額	備考	支給日	金額	備考
10月25日	60万円		4月25日	60万円	
11月25日	60万円		5月25日	60万円	
12月25日	60万円	(注1)	6月25日	80万円	(注2)
1月25日	60万円		7月25日	80万円	
2月25日	60万円		8月25日	80万円	
3月25日	60万円		9月25日	80万円	

(注1) 11月26日開催の定時株主総会において、12月以降に支給する給与についてこれまでと同額の給与を支給する決議を行った。

(注2) 会社の業績が好調であったため、5月26日に臨時株主総会を開催し、6月からの給与を月額60万円から80万円に増額する決議を行った。

1. 480万円
2. 320万円
3. 80万円
4. 0円

(問題 39)

(設問C) 法人がある事業年度において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与等を支給した場合、代表取締役の給与所得の金額と、その法人の課税所得の金額の計算において損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、役員給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

- ・ 毎月の給与の合計額：720万円（すべて定期同額給与に該当する）
- ・ 賞与：100万円（事前確定届出給与および業績連動給与には該当しない）
- ・ 法人の業務のために使用したことが明らかでない渡切交際費：60万円（毎月5万円を支給）

※金額はいずれも年間の合計額である。

- | | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 1. 給与所得の金額 | 685万円 | 損金不算入額 | 100万円 |
| 2. 給与所得の金額 | 685万円 | 損金不算入額 | 160万円 |
| 3. 給与所得の金額 | 628万円 | 損金不算入額 | 100万円 |
| 4. 給与所得の金額 | 628万円 | 損金不算入額 | 160万円 |

問 17

株式会社P Eは、産業機械器具の卸売業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が100人未満の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、P E社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2024年4月1日～2025年3月31日）のP E社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

[租税公課に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	4,543千円
地方法人税（当期中間分の本税）	468千円
法人住民税（当期中間分の本税）	422千円
法人事業税（当期中間分の本税）	1,465千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	505千円
固定資産税	680千円
印紙税（過怠税30千円を含む）	400千円
利子税（前期分確定法人税の納期延長に係るもの）	20千円
延滞金（前期分確定法人住民税・法人事業税の納期延長に係るもの）	15千円

[接待交際費に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先に対する自社の社名入りカレンダーの贈答費用 240千円
（宣伝的効果を意図したもので、通常要する費用）
- ・ 得意先に対する見本品や試用品の供与費用（通常要する費用） 525千円
- ・ 専務取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 600千円
- ・ 得意先、仕入先へのお中元やお歳暮の贈答費用 1,175千円
- ・ 得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 216千円
（一次会の費用72千円と二次会の費用144千円の合計であり、参加人数はそれぞれ12人である。なお、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる）
- ・ その他税務上交際費等の額と認められる金額 9,005千円
（接待飲食費に該当するものは含まれておらず、未払計上された金額260千円を含む）

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

[役員社宅に関する事項]

専務取締役に対して期首から期末まで継続して社宅を無償で貸与している。税務上、通常支払うべき使用料に相当する額（賃貸料相当額）は1月150千円であり、当期における社宅貸与による専務取締役への経済的利益は1,800千円である。

[寄附金に関する事項]

当期に支出した200千円は、代表取締役が趣味で習っている茶道の家元に寄附したものである。

[減価償却費に関する事項]

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
応接セット (器具備品)	290千円	290千円	0円	8年	2024年 4月1日	(注1) (注2)
電子計算機 (器具備品)	2,970千円	2,970千円	0円	4年	2024年 12月2日	(注1) (注3)

(注1) 自社使用の目的で取得した新品であり、貸付けの用に供していないものとする。

(注2) 当期4月1日に1組取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注3) 当期12月2日に単価270千円のを11台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

[償却率等]

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909

[貸倒損失に関する事項]

取引先名	貸倒損失の金額	備考
P F 社	1,500千円	P F 社に対し貸付金2,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて1,500千円は回収が困難であると認められる。そのため貸付金1,500千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
P G 社	1,200千円	継続的な取引先であるP G 社に対し貸付金1,200千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
P H 社	900千円	当期中に取引先P H 社に対して民事再生法による再生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金1,000千円と受取手形500千円のうち60%が切り捨てられることとなったため、900千円を貸倒損失として損金経理した。

(問題 4 0)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 5,463千円
2. 5,478千円
3. 5,483千円
4. 5,498千円

(問題 4 1)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,064千円
2. 2,180千円
3. 2,324千円
4. 2,396千円

(問題 4 2)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与（報酬・賞与）のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 600千円
2. 800千円
3. 2,400千円
4. 2,600千円

(問題 4 3)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、P E社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 135,000円
2. 180,000円
3. 217,500円
4. 225,000円

(問題 4 4)

(設問 E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,100千円
3. 2,400千円
4. 2,700千円

(問題 4 5)

(設問 F) P E 社の同業他社である株式会社 P I (資本金 1,000 万円) の課税所得の推移が以下のとおりであった場合、第 12 期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、P I 社は株主がすべて個人の 1 年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第 1 期	2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日	白色	▲1,230 千円
第 2 期	2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日	青色	▲2,840 千円
第 3 期	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	青色	▲380 千円
第 4 期	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	青色	490 千円
第 5 期	2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日	青色	150 千円
第 6 期	2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日	青色	310 千円
第 7 期	2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	青色	350 千円
第 8 期	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	青色	100 千円
第 9 期	2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	青色	▲1,390 千円
第 10 期	2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	青色	170 千円
第 11 期	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日	青色	1,050 千円
第 12 期	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日	青色	2,210 千円

- ・ 災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していないものとする。

1. 170 千円
2. 1,770 千円
3. 1,990 千円
4. 2,210 千円

問 18

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 株式会社GYの代表取締役である細井さんは、2024年中に個人で所有している土地をGY社に譲渡した。土地の譲渡等に関する内容が以下のとおりであった場合、細井さんの2024年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は細井さんの居住の用に供されたことはない。

○土地の取得に係る内容

- ・ 取得年月 1980年4月
- ・ 取得費 1,800万円

○土地の譲渡に係る内容

- ・ 譲渡年月 2024年3月
- ・ 譲渡価額 3,500万円
- ・ 譲渡時の時価 8,500万円
- ・ 譲渡費用 200万円

1. 1,500万円
2. 2,250万円
3. 2,450万円
4. 6,500万円

(問題47)

(設問B) 株式会社GFは、GF社が所有する時価400万円（帳簿価額180万円）の社用車を自社の代表取締役である井上さんに120万円で譲渡した。この場合におけるGF社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 譲渡した社用車の時価400万円と譲渡価額120万円の差額280万円が井上さんに対する役員給与として扱われる。
2. 譲渡した社用車の時価400万円と帳簿価額180万円の差額220万円が井上さんに対する役員給与として扱われる。
3. 譲渡した社用車の時価400万円の2分の1相当額と譲渡価額120万円の差額80万円が井上さんに対する役員給与として扱われる。
4. 譲渡した社用車の帳簿価額180万円と譲渡価額120万円の差額60万円が井上さんに対する役員給与として扱われる。

問 19

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 48)

(設問A) 株式会社P Jは2024年に以下の生命保険を契約し、保険料を支払った。P J社に勤務する会社役員の山岸さんの2024年分の給与所得の金額の計算上、収入金額とされる経済的利益の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険も特約を付加しておらず、解約返戻金はないものとする。

保険種類	契約者	被保険者	保険金受取人	2024年の 支払保険料	保険期間	備考
定期保険A	P J 社	全従業員	P J 社	400万円	1年	(注1)
定期保険B	P J 社	全役員・全従業員	P J 社	360万円	1年	(注2)
定期保険C	P J 社	山岸さん	山岸さんの 法定相続人	10万円	1年	(注3)

・ 保険料の支払い方法は年払いとし、上記以外の保険契約はないものとする。

(注1) P J社は福利厚生の一環として、定期保険Aに加入している。なお、P J社は定期保険Aに係る保険料を全額負担しており、2024年において従業員1人当たり8万円を支払っている。

(注2) P J社は定期保険Bに係る保険料を全額負担しており、2024年における支払保険料のうち、山岸さんに係る保険料は6万円である。

(注3) P J社は定期保険Cに係る保険料を全額負担しており、2024年における支払保険料は10万円である。なお、役員のみを対象としている。

1. 5万円
2. 10万円
3. 16万円
4. 18万円

問20

QD株式会社の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

製造原価報告書	
2024年4月1日より2025年3月31日まで	
	(単位：百万円)
I 直接材料費	2,500
II 直接労務費	2,900
III 製造間接費	2,100
当期総製造費用	()
期首仕掛品棚卸高	1,000
計	()
期末仕掛品棚卸高	()
当期製品製造原価	()

損益計算書	
2024年4月1日より2025年3月31日まで	
	(単位：百万円)
I 売上高	10,000
II 売上原価	
期首製品棚卸高	1,300
当期製品製造原価	(ア)
計	()
期末製品棚卸高	(イ)
売上総利益	()
III 販売費及び一般管理費	1,500
営業利益	()

貸借対照表 2025年3月31日現在			
[資産の部]		[負債の部]	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金	700	買掛金	()
売掛金	1,200	短期借入金	1,500
材料	()	流動負債合計	()
仕掛品	1,200		
製品	1,100	II 固定負債	
流動資産合計	()	長期借入金	3,500
		固定負債合計	3,500
II 固定資産		負債合計	6,000
建物	1,900		
機械装置	2,100	[純資産の部]	
工具	1,000	資本金	4,000
土地	3,000	利益剰余金	2,500
固定資産合計	8,000	純資産合計	6,500
資産合計	12,500	負債及び純資産合計	12,500

(問題49)

(設問A) QD社の財務諸表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 7,300 (イ) 1,100
2. (ア) 7,700 (イ) 1,100
3. (ア) 7,300 (イ) 1,200
4. (ア) 7,700 (イ) 1,200

(問題50)

(設問B) QD社の財務諸表に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 売上債権回転率は8を上回っている。
2. 固定長期適合率は100%を上回っている。
3. 自己資本比率は50%を下回っている。
4. 短期借入金は、その返済期限が当期末の翌日から5年以内に到来するものをいう。